

【二宮町】 記者発表資料

発表日	令和5年5月26日
担当	子育て・健康課 子育て支援担当課長 野田 尚
連絡先	0463-71-5862

「低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金」 の支給について

町では、政府による物価高騰に対する追加策の決定を受け、食費等の物価高騰等に直面し、特に影響を受ける低所得の子育て世帯の生活を支援するため、生活支援特別給付金を支給します。

1. 支給対象者および支給日

【申請不要の方】

- (1) 令和4年度子育て世帯生活支援特別給付金を受給した方（(2)を除く）

対象件数：81世帯（155人分）

支給日等：5月30日（火）に令和4年度給付金受給口座へ振込

- (2) 令和5年3月分児童扶養手当受給者（低所得のひとり親世帯）

対象件数：115世帯（174人分）

支給日等：5月24日（水）に児童扶養手当受給口座へ振込（神奈川県より）

【申請が必要な方】

- (3) 上記に該当しておらず、令和5年1月1日以降に家計が急変し、住民税非課税相当（令和5年度の住民税非課税を含む）となった方等で、18歳未満（障害児は20歳未満）の児童を養育する方

申請期限：令和6年2月29日（木）

※申請受付後、申請内容を審査し対象者へ速やかに支給します。

2. 支給金額

対象児童ひとりあたり一律5万円